

倉内城について

～真田氏以前の沼田城～

諸田義行

史料1 加沢記

景泰□代孫上野介景康代に
至り、長禄二戊寅年利根薄
根両川の落合の岸当郡惣鎮
守武尊明神宮社場当国無双
の地たるに依て、社人
□□□宮□高井但馬を招、
城を築かん事を請給ふ、扨
明神の社は根岸に御建立立
有て城郭に築給ふ、此石を
指メけがれければ殺生石と
世の人申あへり、

史料2

平姓沼田氏年譜略

永禄二己未年正月二日、夢想の事在て当城不吉たりとて、同年三月吉辰をえらひ、十五日同所ノ原乾に当り、武尊・天神之社地四神相応之城地なり□、薄根に社地を開発し両社と榛名を奉移三社を一社に勧請し社跡の東南門屏堀をかまへ星名曲輪と号、又東南に三之丸を巽に無量蔵を乗込蔵物小路と号、

同三庚申年四月、移徒す、本城之良に当り知徳寺を引移今三光院是なり、

史料3

沼田根元記

城主顕泰ある夜の夢ニ三星
連城中ニ落テ巴ニ喰合然而
滅スト見テゆめさめたり、
此夢あやしきおもひ僧ヲめ
しよせうらなわせしむる、

(中略)

享禄三庚寅年春三月十五日
城普請初メ三年目に四月成
就して□移祝儀相済、是則
沼田毘名野原鞍打之城ト申
也、

『加沢記』 …長禄 2 年（1457）

『平姓沼田氏年譜略』 …永禄 2 年（1559）

『沼田根元記』 …享禄 3 年（1530）



史料4

上杉憲房書状写

御上洛之路次如何無御心元
候、抑一心院事、大概無相
違相調候処、（中略）

白井二候処、長尾左衛門入
道伊玄起逆心、彼同名六郎
致一味、沼田之庄内工打入、
号相俣地二令張陣候間、今
二有此方二取向候、古河様
無御余儀建芳无等閑候間、
（中略）

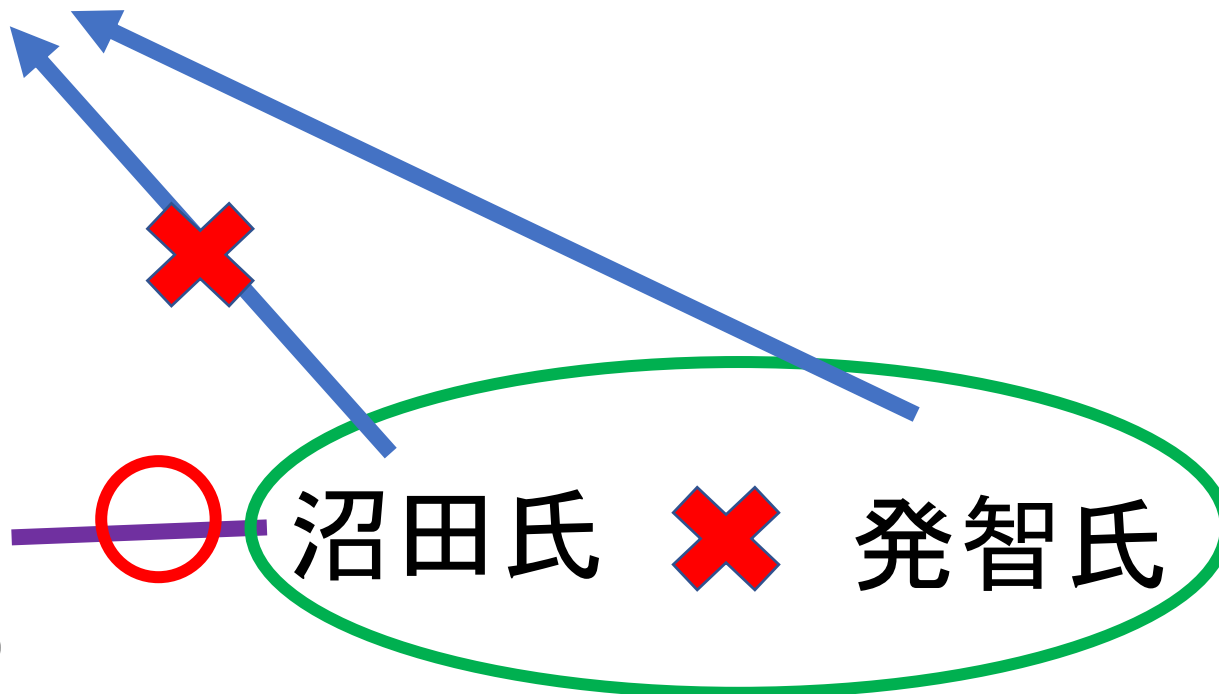
（永正七年）

八月三日 藤原憲房在判
上乘院御同宿中

上杉憲房
(山内上杉氏)



長尾景春
(白井長尾氏)



沼田氏 × 発智氏

史料3

沼田根元記

城主顕泰ある夜の夢二三星
連城中二落テ巴二喰合然而
滅スト見テゆめさめたり、
此夢あやしきおもひ僧ヲめ
しよせうらなわせしむる、
丑寅の方より当城□悪まし
やうげをなさんとほつす、
是ヲ退ケンならば旦今乃城
地御かへ丸之内二三星祭り
込置ならば其子細アリ間敷
ト申上ル、

史料5

元昶（長尾顯景）書狀

就沼田之義、先度令啓候き、
愍骨肉事候上、於今度者、
中務大輔落度之義無之候、
発智越前守連々対中務大輔、
慮外之儀共無其隠候、
何篇可然様御刷、於元昶可
忝存候、仍平五所へ給候大
鷹、如御書中逸物候、早々
雁二三合申候、羨由申迄候、
将亦、為鷹持奥口へ御超之
由承及候、可様之時分参、
致御供度念願候、委曲期後
音候、恐々謹言、

十月廿一日

知竜斎

元昶（花押）

長尾信濃守殿

上杉
憲房



憲政  ~~憲寛~~



沼田中務大輔  発智越前守

史料2

平姓沼田氏年譜略

丸之外に町を割

東材木町

南本町

西鍛冶町

用水之普請始る、

用水役人 塩野井主水

長谷川主計

白沢を堀通し、根岸之人家を引移し、同所正覚寺を鍛冶町に移し、根岸之旧例四九六才之市立候所、九之市凶事多く依之同五壬戌年正月より四八之市を立申候、

沼田氏



北条氏



上杉氏



北条氏



真田氏

沼田氏の内紛

上杉謙信の越山

御館の乱

真田氏の調略

真田氏と北条氏の争い

史料2

平姓沼田氏年譜略

永禄二己未年正月二日、夢想の事在て当城不吉たりとて、同年三月吉辰をえらひ、十五日同所ノ原乾に当り、武尊・天神之社地四神相応之城地なり□、薄根に社地を開発し両社と榛名を奉移三社を一社に勧請し社跡の東南門屏堀をかまへ星名曲輪と号、又東南に三之丸を巽に無量蔵を乗込蔵物小路と号、

同三庚申年四月、移徒す、本城之良に当り知徳寺を引移今三光院是なり、





